

令和 8 年

島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ

改修業務 仕様書

島 根 県

第1編 総則

第1章 適用の範囲

本仕様書は、発注者（島根県）と受注者との間で締結する「令和8年島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務」（以下「本業務」という）に適用する。

第2章 業務の範囲

本業務の範囲は、契約書、及び本仕様書に記載のとおり、既存のモニタリングポスト24局に設置してある局舎用カメラ改修を実施する。

第3章 業務場所

- ・モニタリングポスト（西浜佐陀局）（島根県松江市西浜佐陀町582-1）
- ・モニタリングポスト（御津局）（島根県松江市鹿島町御津799-2）
- ・モニタリングポスト（古浦局）（島根県松江市鹿島町古浦字砂山607-3）
- ・モニタリングポスト（深田北局）（島根県松江市鹿島町片句字輪谷531）
- ・モニタリングポスト（片句局）（島根県松江市鹿島町片句208-3地先）
- ・モニタリングポスト（北講武局）（島根県松江市鹿島町北講武904-1）
- ・モニタリングポスト（佐陀本郷局）（島根県松江市鹿島町佐陀本郷字志戸1202-2）
- ・モニタリングポスト（末次局）（島根県松江市末次町86）
- ・モニタリングポスト（大芦局）（島根県松江市島根町大芦字森田2173-1）
- ・モニタリングポスト（上講武局）（島根県松江市鹿島町上講武708-6）
- ・モニタリングポスト（手結局）（島根県松江市鹿島町手結1770）
- ・モニタリングポスト（手結南局）（島根県松江市鹿島町手結201）
- ・モニタリングポスト（池平局）（島根県松江市鹿島町佐陀本郷226-3地先）
- ・モニタリングポスト（名分局）（島根県松江市鹿島町名分1539-2）
- ・モニタリングポスト（魚瀬局）（島根県松江市魚瀬町字魚瀬床656-2）
- ・モニタリングポスト（上大野局）（島根県松江市上大野町1826）
- ・モニタリングポスト（東長江局）（島根県松江市東長江町927）
- ・モニタリングポスト（比津局）（島根県松江市比津が丘4丁目3）
- ・モニタリングポスト（持田局）（島根県松江市東持田町61-1）
- ・モニタリングポスト（大芦別所局）（島根県松江市島根町大芦6290-2地先）
- ・モニタリングポスト（加賀局）（島根県松江市島根町加賀1455）
- ・モニタリングポスト（出雲局）（島根県出雲市今市町70）
- ・モニタリングポスト（安来局）（島根県安来市今津町532-3）
- ・モニタリングポスト（雲南局）（島根県雲南市大東町大東1038）

第4章 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5章 契約の履行

受注者は、契約の履行に際しては下記を遵守し、遅滞なく業務を行うこととする。

受注者の一方的な理由により履行が困難と認められる場合には、発注者は契約を解除することができることとする。

(1) 諸法規及び規格

本事業に関わる、設計、製作、調整、検査等は、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令および規格に定めるところとする。

(a) 法令・規則など

- a) 電気通信事業法および有線電気通信法
- b) 電気事業法および電気設備に関する技術基準を定める省令等
- c) 労働基準法
- d) 労働安全衛生法
- e) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- f) その他関係法令および勧告

(b) 規格ならびに基準など

- a) 日本産業規格（JIS）
- b) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- c) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- d) 国際電気標準会議（IEC）
- e) 日本電池工業会規格（SBA）
- f) 国際標準化機構規格（ISO）
- g) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- h) 電気電子技術者協会規格
- i) 日本電線工業規格（JCS）
- j) 日本電気協会電気技術規程（JEAC）
- k) その他必要な規格、基準等

(2) 設計および構築

受注者は、本業務を実施するにあたり、事前に内容を示す承認図書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

また、承認事項の変更についても、その都度承認を得るものとする。

(3) 輸送

製品は厳重に荷造りし、損傷しないように安全に輸送すること。

(4) 据付調整

①局舎用カメラ等の搬出入、据付等に際し、事前にその手順、日時等について発注者と協議すること。

②受注者は、発注者の指定する位置に局舎用カメラ等の据付、配線、調整等

を行い、稼働可能とすること。

③受注者は、据付調整の作業着手 1 週間前までに、発注者に対して施工計画書を提出し、安全管理体制を明確にした上で作業に着手すること。

④受注者は、熟練技術者を派遣することとし、作業に必要な工具、器具等の資機材は、受注者が用意するものとする。

⑤局舎用カメラ等の搬出入、据付等に際しては、建物、設備等に損傷等を与えないような保護対策を講ずるものとし、損傷が生じた場合は、受注者がその責任を負うこと。

⑥既設の島根県環境放射線情報システムとの総合調整については、納入業者（株）日立製作所）及び応用光研工業（株））との整合性確認を行い、その費用は受注者にて負担すること。

（５）据付調整作業の範囲

据付調整作業に伴う付帯工事の範囲は、概ね次のとおりとする。また、取り外したカメラは廃棄せず発注者へ返却すること。

①局舎用カメラ等の搬入、据付工事（屋外LANケーブルは問題がなければ流用可能）

②局舎用カメラで撮影した映像を 1 か月間以上保存できるNASを設置すること。

③局舎用カメラ及びNASは発注者の指定するIPアドレス（IPv4）に設定すること。

④その他の運用に必要な工事

（６）申請手続き等

受注者は、本仕様書に関して必要となる官公署及び関係機関に対する諸手続きの全てを発注者の承認または委任を受けた後、迅速且つ確実に行うこと。
なお、これに要する経費は受注者の負担とする。

（７）本業務着手時の提出書類

受注者は契約締結後、速やかに次の書類を甲に提出し、承認を得ること。

①業務計画書（工程表含む） 2 部

②連絡体制表 2 部

③主任技術者および現場責任者選任届 2 部

④その他受注者が必要と認める書類 2 部

※受注者は、工程表の作成または変更にあたって、予め発注者と協議すること。

（８）提出図書

受注者は、本業務完了後、次の図書を紙媒体及び電子媒体にて、それぞれ 2 部ずつ提出すること。

①完成図書

- ②官公署等への申請書等の写し
- ③機器据付等記録写真集
- ④保証体制を示す書面
- ⑤その他発注者が必要と認める書類

(9) 検査

本業務完了後、受注者は、発注者の検査を受けなければならない。

検査の日時及び内容、方法については、発注者と打ち合わせするものとする。
完了検査の結果、不合格となった場合には、受注者の負担によって速やかに
改修し、再度検査を受けることとする。

第6章 保証

- (1) 本業務の保証期間は検収後1年間とする。この期間内に、通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下その他の欠陥事項については、受注者の責任において無償で速やかに取り替え、復旧修理等必要な対策を講じること。この場合、措置を講じた時期から1年間は無償保証期間とすること。

ただし、故障等の原因が次の項目に該当する場合は保証外とする。

- ①天災による場合
- ②その他、双方協議により認められた場合

- (2) 次に定める事項に要する費用は、受注者の負担とする。

①機器等の検査、調整、工事等において変質、消耗、破損した物品等の復旧に要する費用。

②設置等に際して、第三者に与えた損害の補償、修理等に要する費用。

なお、このような事態が生じた場合には、速やかにその旨を発注者に報告すること。

第7章 疑義等

本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに協議をするものとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならない。本業務の実施に際して、軽微な変更が必要と判断される場合についても、発注者と協議をするものとする。

第8章 特記事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたって、知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用したりしないこと。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、特許権、著作権その他第三者の権利の対象となっている製造方法あるいは意匠等を使用する場合、受注者はこれらの権利使用に関する一切の責任を負うものとする。

- (3) 受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書に規定する全ての条件を十分満足する他、機能、性能、及び技術上具備しなければならないものについては、受注者はこれを充足するものとする
- (4) 作業の実施にあたって本仕様書に基づき、誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払うこと。
- (5) 機器の搬出入、及び据付等に伴い発生した、機器や建物等の損傷については、発注者に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧させること。
- (6) 受注者は、本業務の実施にあたって、その一部を下請けまたは委託する場合には、事前に発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、本業務の実施にあたって、既設の島根県環境放射線情報システムへの影響が発生しないよう十分に留意すること。
- (8) 年間保守点検は受注者以外でも実施可能であるように整備すること。
- (9) 産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行う他、地域の条件、環境に配慮し、適切に行うこと。また、廃棄物処理業者とマニフェストを交した場合は、そのマニフェストの写しを島根県に提出すること。

第2編 特記仕様

第1章 局舎用カメラ改修の概要

(1) 局舎用カメラ改修の目的

島根県環境放射線情報システムは、空間線量測定局、気象観測装置、可搬型モニタリングポストなどで得られた測定データを島根県原子力環境センターに設置する中央監視局に随時送信し、原子力施設からの影響の有無を常時監視すると共に、地域住民へ情報提供を行うインフラである。

今回の局舎用カメラ改修は、既設局舎用カメラを撤去し新たに局舎用カメラを設置し、島根県環境放射線情報システムへ接続を行う。また、カメラで撮影した映像を1か月間以上保存可能なNASを設置し、映像の記録を行えるように改修する。

局舎用カメラ改修に伴う測定停止期間は極力少なくするように、事前に測定機器類メーカー及び島根県と調整のうえ、迅速に行うものとする。

(2) 本業務の内容

既設の局舎用カメラを撤去し、新局舎用カメラを設置し、接続を行う。ただし、既存の基礎や配線等など可能な限り流用すること。

なお、本業務の局舎用カメラ設置予定箇所については、各所毎に計画敷地にそれぞれ制約があるので、状況によっては、近接する側溝・植栽・構造物の撤去・改造・更新整備等々が必要となる場合もあるので、着手前には、十分に現地踏査を行い、県並びに設置先管理者との協議・承認を得て、着手すること。

(3) 機器の仕様

1) 基本的性能

○局舎用カメラ

(a) カメラタイプ	屋外・全天候型 半球型 (360° 全方位) カメラ
(b) 解像度	12MP 最大有効解像度：2880×2880 以上
(c) IP 等級	IP66 以上
(d) PoE クラス	class 4
(e) 最大消費電力	25W 程度
(f) 重量	3kg 以下
(g) MTBF	80,000 時間 以上
(h) プロトコル	TCP/IP プロトコル
(i) 動作温度	−40〜+65 °C
(j) 動作湿度	95%以下 結露なきこと

○NAS

- | | |
|------------|----------------|
| (a) HDD 容量 | 2 TB 程度 |
| (b) 転送速度 | 最大約 58 MB/s 程度 |
| (c) プロトコル | TCP/IP プロトコル |
| (d) 電源 | AC100V 50/60Hz |
| (e) 最大消費電力 | 24W 程度 |